

資料

〔消費税の引上げに関する留意点〕

平成23年12月13日

財 務 省

消費税率の引上げに関する留意点

1. 成案で決定された方針

《税率の引上げ幅・時期》

- 「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。」
- 「今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持一制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。」

《経済との関係》

- 「税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。」
- 「上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。」

2. 10%への引上げの時期に係る留意点

《社会保障改革との関係》

- 一体改革成案では、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、2015年までに実現すべき制度全般にわたる改革を示しており、この改革のためには安定的な財源の確保が必要とされている。

《財政運営戦略との関係》

- 財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）において、以下の財政健全化目標を設定。
 - ① 国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）
 - ・遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減
 - ・遅くとも2020年度までに黒字化
 - ② 国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
 - ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続
- 経済財政の中長期試算（平成23年8月12日 内閣府）では、2015年度までに消費税率（国・地方）を10%まで引上げることが前提に、上記の2015年度までの国・地方のPB赤字対GDP比半減目標（▲3.2%）が達成されるとの見通しを示している。

3. 段階的引上げに係る留意点

《社会保障改革との関係》

- 基礎年金国庫負担割合については、年金法において、税制抜本改革により安定財源を確保して2分の1を恒久化することとされており、また、24年度以降で恒久化までの間も、「必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずる」こととされている。
- また、更なる高齢化等に伴う財政需要の増加への対応や、成案に示された機能強化を財源の裏づけを確保した上で着実に実施していく観点から、社会保障改革の内容やスケジュールとの関係についてどのように考えるか。

《財政運営との関係》

- 金融市場において各国の財政規律に対する関心が高まっている中、着実に財政の健全化が進捗している姿を示す観点から、財政運営との関係について、どのように考えるか。

《経済との関係》

- 消費税率の引上げがマクロ経済に与える影響を平準化する観点から、税率を段階的に引上げることについて、どう考えるか。

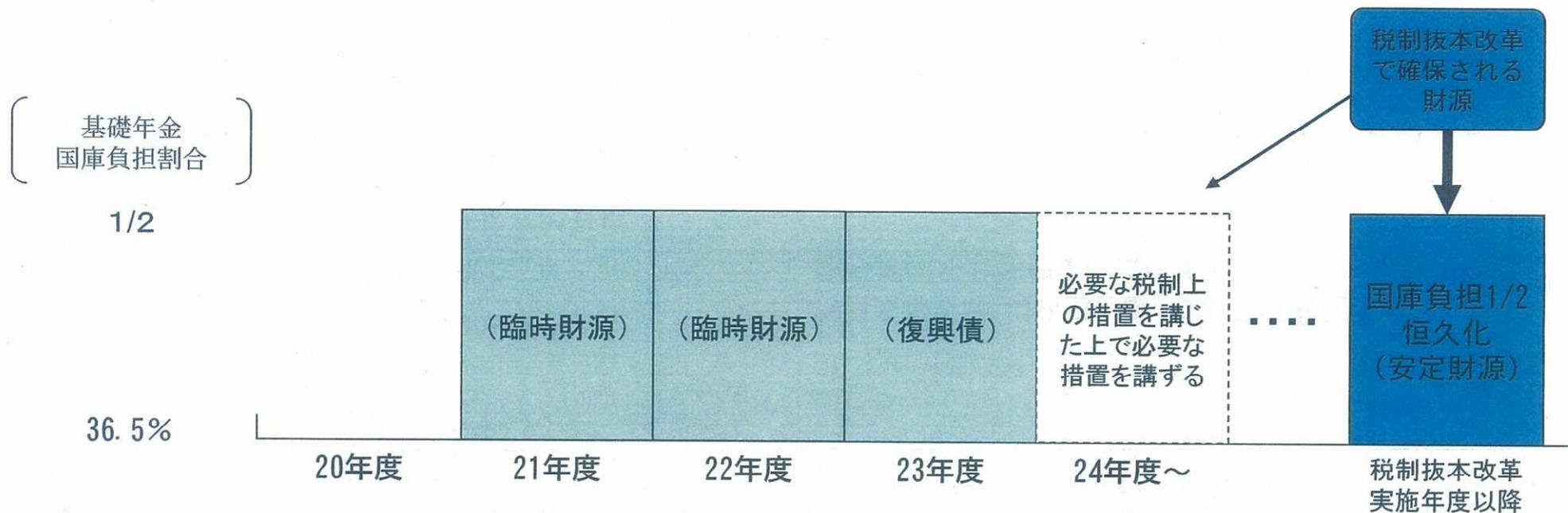
《事業者の事務負担との関係》

- 消費税率の変更に伴う価格の設定、値札の変更、システムの変更など、事業者の事務負担を考慮すると、税率の引上げが確定してからある程度の準備期間を確保する必要があり、また、頻繁な税率変更は避ける必要があると考えられるが、事業者の事務負担と消費税率の段階的引上げとの関係について、どのように考えるか。

参 考 资 料

基礎年金国庫負担1/2への引上げ財源について

- 年金法では、税制抜本改革により安定財源を確保して、基礎年金国庫負担1/2を恒久化としている。
- 21・22年度は、臨時財源を確保して国庫負担を1/2とした。23年度は、3次補正で、1次補正の財源措置として活用した年金臨時財源について、復興債で補てんすることとした。
- 24年度以降は、必要な税制上の措置を講じた上で、必要な法制上及び財政上の措置を講ずることとしている。



財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

| 収支(フロー)目標 | 残高(ストック)目標 |
|--|--|
| <p>① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減・ 遅くとも2020年度までに黒字化 <p>② 国の基礎的財政収支: 上記と同様の目標</p> <p>③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続</p> | <p>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</p> |

財政運営の基本ルール

- (1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2) 財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3) 構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4) 歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5) 地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム

- ・ 複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームを策定。
- ・ 中期財政フレームと整合的に設定された各閣僚別の概算要求枠の範囲内で、概算要求等を実施。
- ・ 毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。

内閣府試算(平成23年8月)による財政健全化目標の達成状況

試算結果



財政健全化目標の達成状況(慎重シナリオ)

① 2015年度における国・地方合算PB(対GDP比)は▲3.0%となり、PB赤字半減目標▲3.2% (2010年度の水準▲6.4の半分)を達成。また、復旧・復興対策や消費税引上げをしない場合、国単独PBは国・地方合算PBを0.5%ポイント程度下回るため、国単独PBも赤字半減目標(▲3.4%)に向かうとみられる。

② 2020年度におけるPB黒字化目標を達成するためには、さらに3.3%ポイントのPB改善が必要。

③ 2021年度以降の国・地方公債等残高(対GDP比)は累増する姿となっているため、安定的に低下させるとの目標は達成できない見通し。 (2015年度:192.4%、2020年度:212.2%、2023年度:228.2%)

※上記の数値は慎重シナリオ、時限的財源措置期間10年間の場合

財政危機に陥った国の財政健全化策の規模及び社会保障分野等への影響

○ギリシャ・アイルランド・ポルトガルでは、国内外に保有される国債が信用を失い、政府が借入れを継続できなくなる事態(財政危機)が発生し、年金・医療の大幅な給付カットなど、厳しい措置が行われている。
○また、イタリアでは、急激な金利上昇が発生し、IMFの監視受入れや追加的財政再建策の決定を余儀なくされている。

| | 財政健全化策の総規模 | 主な措置 |
|--------|--|--|
| ギリシャ | ○5年間(2011-2015年)で計283億ユーロ(注1) ○単年当たりを実施する施策の規模の平均対GDP比2.5%【約11.9兆円】(注2) | ○年金の給付水準を実質切下げ ○脱税防止策の強化 ※上記に先立ち、 <u>2010年3月(19%→21%)</u> 、 <u>2010年7月(21%→23%)</u> に付加価値税率を引き上げている。 |
| アイルランド | ○4年間(2011-2014年)で計150億ユーロ ○単年当たりを実施する施策の規模の平均対GDP比2.4%【11.8兆円】 | ○歳出面年金給付額を4%切下げ、児童手当の引下げ ○所得税課税ベースの拡大、租税特別措置の縮減 |
| ポルトガル | ○3年間(2011-2013年)で計183億ユーロ ○単年当たりを実施する施策の規模の平均対GDP比3.5%【17.1兆円】 | ○年金給付額を約3%切下げ、医療費の個人負担の増額の検討 ○付加価値税率の引上げ(21%→23%) |
| イタリア | ○4年間(2011-2014年)で計1,452億ユーロ ○単年当たりを実施する施策の規模の平均対GDP比2.3%【11.3兆円】 | ○高額年金受給者の受給額減額、年金支給開始年齢の引上げ ○付加価値税率の引上げ(20%→21%) |

<補足>

- ・単年当たりを実施する施策の規模は、総額を実施する年数で単純に割った数値。
- ・施策の規模については、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、イタリアは、2010年の名目GDPを、日本は、2011年度の名目GDPを用いて積算。(出所: Economic Outlook 89、平成23年度経済見通し<平成23年1月24日閣議決定>)

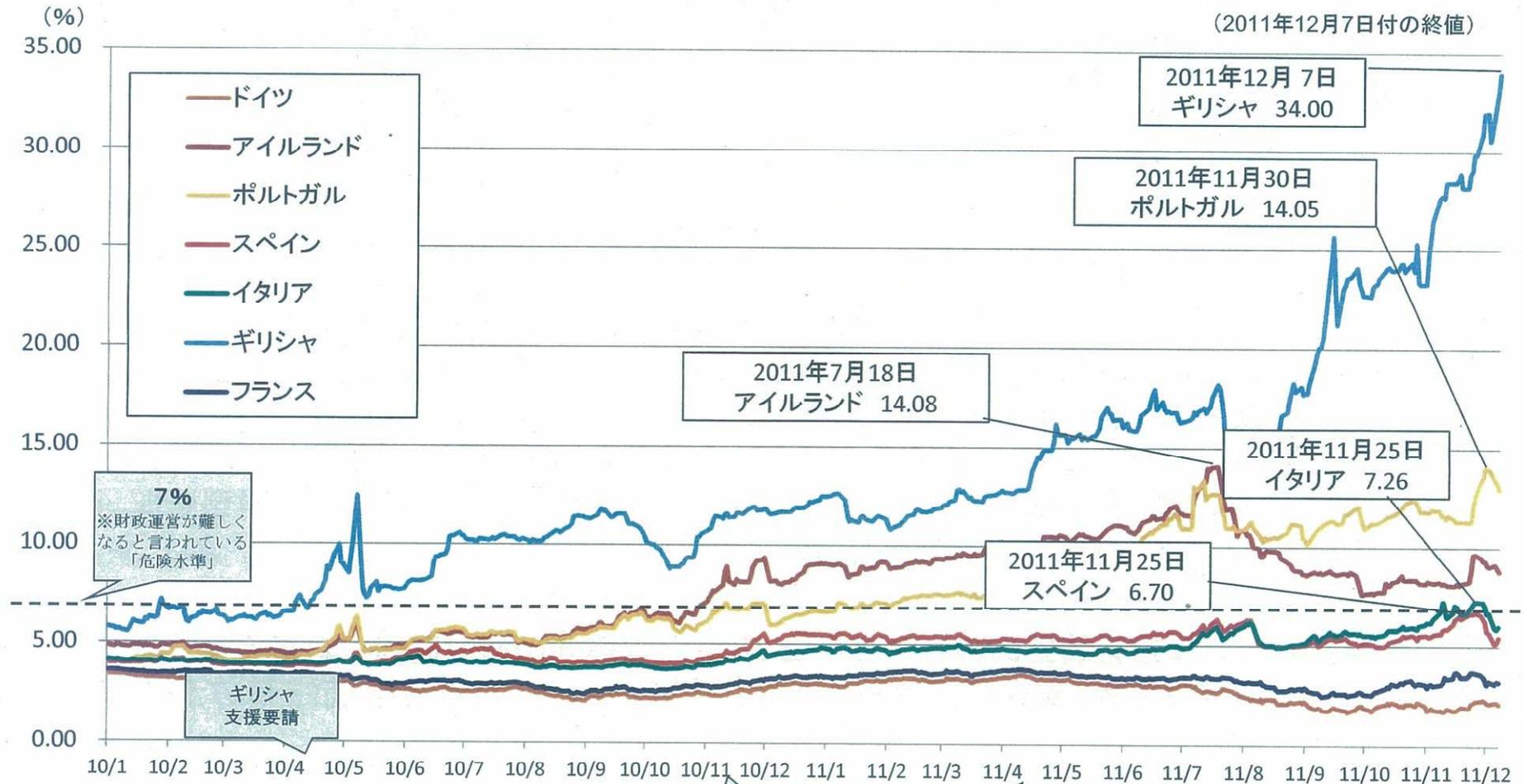
(注1) 中期財政戦略(2011年6月)の数値を記載。この他、EU・IMFに支援要請を行った際の計画(2010年5月)や、2011年9月以降に決定した追加的財政健全化策を実施することとされている予定。

(注2) 【】内は、各国の財政健全化策を我が国の経済規模に置き換えた場合の規模。

(出典) 内閣府「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、Eurostat及び各国資料

GIIPS諸国の国債金利の上昇 (GIIPS… Greece, Ireland, Italy, Portugal, Spain)

○ GIIPS諸国の国債金利は、2010年4月のギリシャ支援要請以後、数度にわたる債務問題の顕在化を経て急激に上昇。特に、直近の最高値では、ギリシャ10年債は約34%、アイルランド及びポルトガル10年債は約14%、イタリア及びスペイン10年債は約7%まで上昇。



(出所) Bloomberg

(注) 各国とも10年国債の金利。

該当する国債が市場に流通していない場合は、9年国債の金利を代用。

アイルランド
支援要請

ポルトガル
支援要請

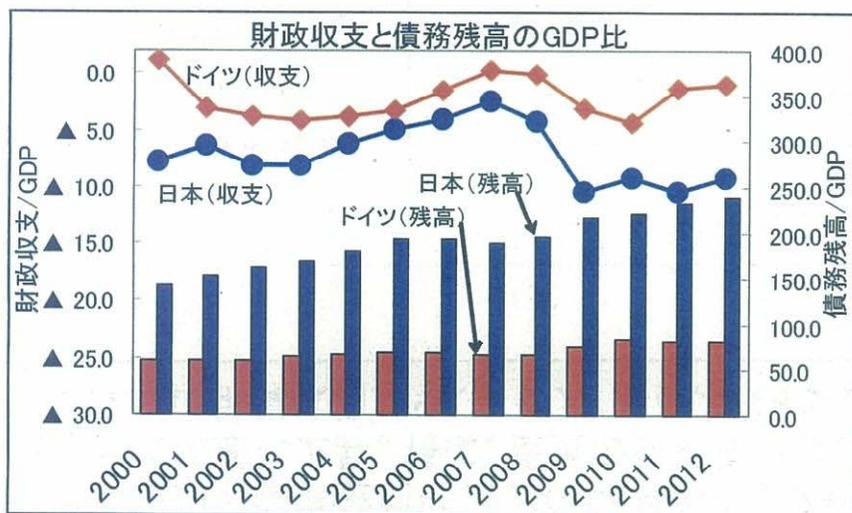
イタリア債務問題の懸念

ギリシャの財政再建への懸念

(参考) 諸外国の事例

(1) ドイツ

- 2002年から2005年にかけて、マーストリヒト条約の財政基準*を満たさない状況が4年間継続したことを受け、財政再建の必要から2007年1月より付加価値税率を3% (16%⇒19%) 引き上げた。* マーストリヒト条約の財政基準:財政収支赤字対GDP比3%以内、債務残高対GDP比60%以内
 (注) 税率の引上げに際しては、1%ずつの引上げが事業者の事務負担に与える影響を考慮し、3%の引上げ幅としたとされている。
- 付加価値税率の引上げによる経済への影響については、税率引上げ前の駆け込み需要により06年10-12月期は個人消費が増加する一方で、引上げ後の07年1-3月期には反動による消費の減少が見られたものの、その後の4-6期と7-9期の個人消費はプラスで推移している。四半期ごとの実質GDP成長率を見ても、税率引上げ後においてもプラス成長を続けており、増税による経済への影響は限定的であったとの見方が示されている。

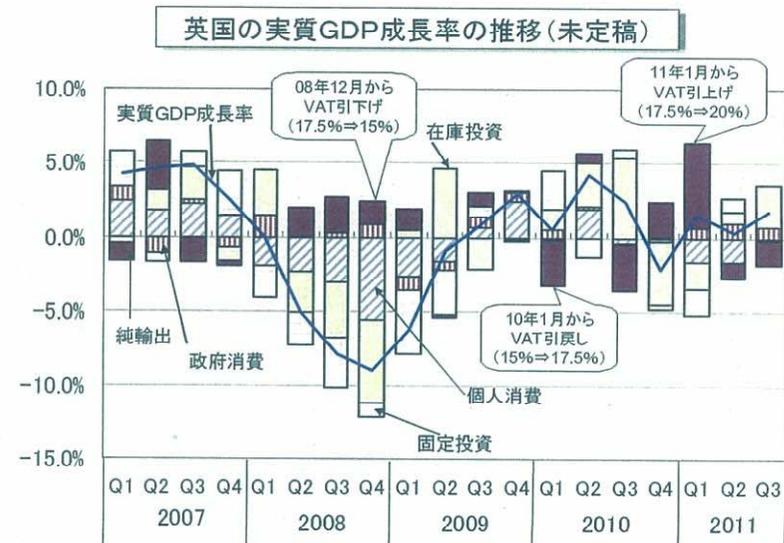


(2) イギリス

- 世界金融危機後の景気後退に対応するため、2008年12月から1年間に限り付加価値税率を17.5%から15%に引き下げた。その後、英国の財政赤字が第二次大戦後最悪の水準に達したこと等を背景に、以下のような2段階にわたる税率の引き上げを実施。

15% ⇒ 17.5% (2010年1月～) 17.5% ⇒ 20% (2011年1月～)

- 第一弾の税率引き上げの前後においては駆け込み・反動減が見られたが、2010年は大雪に見舞われた第4四半期を除きプラス成長を続けている。また、第二弾の税率引き上げ実施以降については、世界経済の停滞やユーロ圏債務危機に係る懸念の高まり等の外部要因の影響は受けているものの、3四半期連続でプラスの成長を維持している。



(出典) 英国統計局資料 (2011Q3の値は暫定値)